

人材紹介手数料の返戻金に関して

株式会社ホクジョー
26-ユ-300674

1. 受託者の紹介した人材が委託者に入社後、受託者の責めに帰すべからざる事由により退職（当該人材の自己都合による退職を含む）若しくは解雇に至った場合、受託者は何らの責任も負わない。但し、採用された人材が入社3か月以内に、受託者の責めに帰すべき事由により退職した場合は、受託者は、委託者に対し、以下の各号に定めるとおり人材紹介料を返金する。

- （1）入社後1か月以内 : 人材紹介料の80%相当額
- （2）入社後1か月超 ～ 2か月以内 : 人材紹介料の50%相当額
- （3）入社後2か月超 ～ 3か月以内 : 人材紹介料の20%相当額

2. 受託者は、前項により返戻すべき人材紹介料を当該候補者の退職又は解雇日の属する月の翌月末日までに委託者の指定する金融機関口座へ振込送金する方法により支払う。なお、振込手数料は受託者の負担とする。